平成２３年（フ）第６９号
山梨県富士吉田市新西原２丁目31番５号
債務者　渡邊　忠之
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
山梨県南都留郡忍野村忍草962番地１　村営美富士団地215号
債務者　湯山　隆子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
山梨県富士吉田市小明見3889番地
債務者　佐藤　保彦
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
山梨県上野原市上野原7132番地
債務者　山下美香子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
山梨県富士吉田市新倉1485番地
債務者　羽田　　広
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
山梨県南都留郡富士河口湖町浅川387番地
債務者　星野　眞澄
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
山梨県南都留郡西桂町倉見744番地
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１５８９号
京都市山科区西野大鳥井町89番地６　ハイツ西野303号室
債務者　秋田　眞弓
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９１号
京都市左京区一乗寺梅ノ木町１番地　翠苑荘103
債務者　仲野　公司
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９６号
京都市東山区本町12丁目221番地　アビタシオン藤203
債務者　田中　康博
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
奈良市芝辻町507番地の１　第２中村ビル201号
債務者　山根　康子（旧姓石村）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５６２号
鹿児島県鹿児島市東俣町3919番地29
債務者　戸塚大太郎
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５６７号
鹿児島県鹿児島市冷水町39番20号
債務者　濵田　國人
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５８６号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目14番３号
債務者　田﨑ヒデ子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５１１号
沖縄県豊見城市字与根260番地
債務者　上原　直紀
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３２５号
福井県坂井市丸岡町西瓜屋第４号46番地
債務者　青山　　進
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
福井市成和１丁目807番地　シルクタウン302、旧住所福井県鯖江市長泉寺町２丁目９番９号
債務者　當房　徹夫
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係